

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	登録番号
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33	892793

## 2 指名停止措置期間

令和5年12月16日 ～ 令和6年1月15日(1箇月間)

## 3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

## 4 事実概要

株式会社タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合から受託した施設の設備保守管理業務において、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に同施設内の搬送用コンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設ける等の措置を講じずに同作業を行わせ、同社員を負傷させた。

このことにより、令和5年8月29日、労働安全衛生法 違反により、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

## 5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる(不正又は不誠実な行為)第8項(1)に該当するため。

## 〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措置要件	期間
第2条別表 8 不正又は不誠実な行為	
(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内
(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上12月以内

## 問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課  
ひたちなか市東石川2丁目10番1号  
電話 029-273-0111